

指定地域密着型通所介護事業 運営規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 立山WAいいちゃ が開設する指定地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業員（以下「職員」という。）が要介護状態にある高齢者、障害者、児童（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む事が出来るように生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的負担の軽減を図る事に努める。

2 この事業の実施にあつたつては、関係市町村、保健・医療機関、他の指定介護サービス事業者との連携を図り、事業の目的が円滑かつ公正に運営されることに努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスいい茶家
- (2) 所在地 富山県中新川郡立山町栃津70番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）
管理者は、職員の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元化を行う。
- (2) 生活相談員 1～2名（兼務）
生活相談員は、利用者及び家族の介護に関する相談や介護サービス計画作成及びサービスの調整を行う。
- (3) 介護職員 3～5名
介護職員は、利用者の日常生活の支援及び送迎を行う。
- (4) 機能訓練指導員 1名（兼務）
機能訓練指導員は、利用者の身体機能の維持・改善に必要な機能訓練を行う。
- (5) 看護職員 1～2名（兼務）
看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
月曜日から金曜日までとする。（祝日も営業）
土・日曜日、盆8/14～16、年末年始12/31～1/3を休業とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
但し、時間の対応については相談に応じる

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は15名とする。

(指定地域密着型通所介護の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は、次に掲げるもの及びその他必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 日常生活の介護
 - ア. 養護
 - イ. 食事
 - ウ. 排泄
 - エ. その他日常生活に必要な身体介護

- (2) 入浴
 - ア. 一般浴槽による入浴
- (3) 機能訓練
- (4) レクリエーション等の活動
- (5) 相談・助言
- (6) 送迎

(利用料)

第8条 事業所が提供する指定地域密着型通所介護の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、各利用者の介護保険負担割合証に応じた額とする。

但し、次に掲げるサービスの利用については実費負担とする。給付の減額、または支払い方法の変更の措置がされている場合は、この限りではありません。

- (1) 食費 500円
- (2) おむつ代 実費

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、立山町、上市町、舟橋村の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員と確認し、適切なサービスを受けることができるように努めなければならない。

(緊急時における対処方法)

第11条 職員は利用者に緊急事態が生じた時は、直ちに管理者に報告するとともに、主治医或いは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従う。なお、その間必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

2 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業者は火災、風水害、地震、その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び地元栃津地区との連携体制を整備し、それらを定期的に職員へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理)

第13条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(地域との連携)

第14条 事業所は、その運営にあつたては、地域との交流に努めるものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第15条 事業所は、指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者及びご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について、従事者に対して、事業所職員である期間及び事業所職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うこととする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止と発見に努め必要な体制の整備を行う。

- 2 指定地域密着型通所介護の提供中に、従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係機関に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第19条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は身体拘束の正当化を図るために必要な体制の整備を行う。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業者は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し迅速に対応する。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人 立山WAいいちゃと、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。